

第 2 6 期新居浜市農業委員会臨時総会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 令和 8 年 7 月 2 1 日 (火曜日) 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 4 0
(1 0 : 3 0 ~ 1 0 : 4 5 休憩)
- (2) 会議の場所 市役所庁舎 6 階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第 1 番	神 野 師 算	第 8 番	藤 田 賢 市
第 2 番	安 藤 育 雄	第 9 番	小 野 春 雄
第 3 番	藤 田 幸 正	第 1 0 番	伊 藤 繁次郎
第 4 番	塩 見 敏 夫	第 1 1 番	眞 鍋 篤 俊
第 5 番	寺 尾 俊 行	第 1 2 番	渡 邊 勝 俊
第 6 番	神 野 伸 二	第 1 3 番	土 岐 典 子
第 7 番	神 野 明 仁	第 1 4 番	高 橋 佳 恵

(2) 農地利用最適化推進委員 (休憩後出席)

第 1 番	神 野 善 英	第 8 番	田 坂 健 次
第 3 番	加 藤 宏 司	第 9 番	古 川 一 豊
第 4 番	永 易 博 隆	第 1 0 番	千 葉 英 明
第 5 番	村 上 壽 一	第 1 1 番	池 田 辰 夫
第 6 番	横 井 直 次	第 1 2 番	高 橋 秀 実
第 7 番	藤 田 哲 正	第 1 3 番	秦 恵 理

(3) 欠席委員

第 2 番	近 藤 孝 志
-------	---------

3 会議に出席した事務局職員

(1) 招集者及び市長部局担当職員

市 長	古 川 拓 哉		
農林水産課長	菅 裕 二	同課副課長	八 木 一 彰

(2) 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	原 道 樹	事務局次長	竹 林 啓
主 事	小 島 一 貴		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

議案第 1 号 会長及び会長代理の互選について

議案第 2 号 議席の決定について

議案第 3 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について



10時00分開会

【菅課長】

皆様、おはようございます。

ただいまから、本日付けで新しく農業委員となられました皆様の辞令交付式を行います。

市長から辞令を交付いたしますので、お名前をお呼びしましたら、順次前へお進みください。

市長、中央へお願いします。

(辞令交付)

【菅課長】

以上をもちまして、辞令交付式を終了いたします。

御起立ください。礼。御着席ください。

ただいまから、第26期新居浜市農業委員会臨時総会を開催いたします。

本日の総会は、委員の任期満了による任命の後、最初に開催される総会であり、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、市長が招集したものでございます。

それでは開会にあたりまして、新居浜市長 古川拓哉より御挨拶を申し上げます。

【市長】

改めまして皆様、おはようございます。市長の古川です。

第26期新居浜市農業委員会臨時総会の開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

まずは、第26期の農業委員として任命させていただきました14名の皆様におかれましては、御多用のところ、快くお引き受けいただきましたことに対し、心より御礼申し上げます。

改めて申し上げるまでもございませんが、農業委員会の役割は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくなど、多岐にわたっております。

皆様方におかれましては、今後、本市の農業や農地の将来のあり方について、御審議、御判断いただくこととなりますが、これまで培われてきた知識や御経験を十分に発揮していただき、本市農業の持続的な発展と活性化に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

本市といたしましても、皆様方との連携を一層深めながら、本市農業の持続的な発展に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

本日は、この後、会長等の選任をはじめ、重要な議事が予定されておりますが、本総会が円滑に進行され、今後の農業委員会活動がますます充実したものとなりますことを御期待申し上げるとともに、皆様の御健勝と御活躍を心から祈念申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

【菅課長】

ありがとうございました。

誠に恐縮でございますが、市長は公務のため、ここで退席させていただきますので、御了承願います。

(市長退席)

【菅課長】

続きまして、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

神野師算委員から順番にお願いします。

(委員自己紹介)

【菅課長】

それでは、第26期新居浜市農業委員会臨時総会をお手元の資料に沿って進行させていただきます。本日、司会を務めさせていただいております新居浜市経済部農林水産課長 菅裕二です。よろしくお願いいたします。

まず、最初に会長が選出されるまでの間、本会の進行をお願いする臨時議長の選出を行いたいと思います。

臨時議長には、先例に倣いまして、年長委員の方をお願いしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅課長】

ありがとうございます。御異議なしと認めます。それでは、本日御出席の委員の中で、年長委員は寺尾俊行委員さんであります。寺尾俊行委員さん、恐れ入りますが、臨時議長をよろしくお願いいたします。

【寺尾臨時議長】

ただいま、臨時議長に指名いただきました寺尾俊行でございます。

会長が選出されますまで、本会の臨時議長を務めさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

【原事務局長】

農業委員会事務局長の原でございます。会の途中ですが、菅課長には公務のため、ここで退席させていただきますので、御了承願います。

(菅課長退席)

【寺尾臨時議長】

ただいまの出席委員は14名であります。委員、全員出席しておりますので、会議は成立しております。

次に、議事録署名人の指名ですが、神野師算委員と安藤育雄委員を指名いたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。議案第1号「会長及び会長代理の互選について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【原事務局長】

それでは、私から、会長の職務に関することや、その選出方法について、御説明いたします。

お手元の第26期新居浜市農業委員会臨時総会資料の2ページをお開きください。

農業委員会等に関する法律第5条第3項には、会長は会務を総理し、委員会を代表すると定められています。

会長の職務の主なものといたしましては、本日の総会等の会議の招集、議事について可否同数である場合の採決権があること、県内11市の会長会議、常設審議委員会での議案の審議等があります。

その他にも、新居浜市の農業施策の改善や地域農業の活性化につなげるために市や県等の行政機関へ提言、要望するといった新居浜市の農業者の代表者として対外的にも非常に重要な役割を担っております。

次に、会長の選出方法について御説明いたします。農業委員会等に関する法律第5条第2項により、会長は、委員が互選した者をもって充てるとなっております。

この互選とは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うという意味です。委員が相互に選挙するということは、選挙権者のすべて、すなわち、現在農業委員であるすべての委員の皆様がこれに参加する機会を与えられているということであり、投票によって行われるのが原則であります。

しかしながら、例えば、委員の中から指名による推薦で会長が選出される方法も法律上認められております。ただし、指名による推薦で選出する場合は、あくまでも全会一致の場合に限ります。つまり、全会一致でなければ成立いたしません。

以上で、説明を終わります。

【寺尾臨時議長】

ただいま事務局から説明がありましたが、どなたか御意見はございませんでしょうか。

【真鍋委員】

推薦方式でお願いしたいと思います。

会長には藤田幸正委員を、会長代理には伊藤繁次郎委員をそれぞれ推薦します。

【寺尾臨時議長】

他に御意見はございませんか。

（「なし」という声あり）

【寺尾臨時議長】

それでは、ただいま真鍋委員から推薦がありました、会長に藤田幸正委員、会長代理に伊藤繁次郎委員に就任していただくことでどうでしょうか。御賛同していただける委員さんは、起立をお願いします。

（全員起立）

【寺尾臨時議長】

それでは、起立全員により、会長に藤田幸正委員、会長代理に伊藤繁次郎委員を選任することに決定いたしました。

以上をもちまして、臨時議長の職務はすべて終了しました。

皆様の御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

寺尾委員さん、ありがとうございました。元の席へ御着席願います。

藤田会長、議長席に御着席願います。

それでは、会長に就任されました藤田幸正委員より、就任の御挨拶をお願いします。

【藤田会長】

ただいま皆様方の御同意をいただき、会長に選任していただきました藤田幸正でございます。

前期に引き続き会長職をお引き受けすることとなりましたが、今日の農業委員会を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。また、農業委員や事務局職員の業務内容も複雑多岐にわたっております。

そのような状況ではありますが、皆様方の御理解と御協力をいただきながら、ともに頑張っていきたいと考えております。

先ほど市長のお話にもありましたように、新居浜市農業の振興と発展のため、農業委員・推進委員・事務局が一丸となり取り組んでいきたいと思っております。

私たちの任期は3年間です。どうか皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

【原事務局長】

ありがとうございました。続きまして、会長代理に就任されました伊藤繁次郎委員より、就任の御挨拶をお願いします。

【伊藤会長代理】

ただいま会長代理に御推薦いただきました伊藤繁次郎でございます。

前会長代理の曾我部委員がお亡くなりになった後、会長代理を務めさせていただいておりましたが、このたび改めて御指名いただきました。

今後も藤田会長を補佐しながら、会長代理としての職務を務めてまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

【原事務局長】

ありがとうございました。引き続き議事に入りますが、総会の議長は新居浜市農業委員会会議規則第4条により会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【藤田会長】

それでは、議案第2号「議席の決定について」を議題といたします。

新居浜市農業委員会会議規則第6条1項の規定により、委員の議席は会長が定めるこ

ととなっております。

委員の議席は、ただいま着席の議席といたします。

【藤田会長】

次に、議案第3号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

農業委員会事務局の竹林でございます。

それでは、御説明いたします。

まず、資料の4ページをお開きください。

農地利用最適化推進委員の定数につきましては、「新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」第3条におきまして、「13人」と規定されております。

次に、資料の5ページから8ページまでを御覧ください。

「新居浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則」に基づき、本年3月2日から4月1日までの期間、市政だより及び新居浜市ホームページに掲載し、公募を実施いたしました。

その結果、定数13人に対し15人に係る推薦又は自薦による応募がございましたが、そのうち1人につきまして、推薦団体から7月8日付けで「取下げ願」が提出されましたため、お手元に配布いたしております「農地利用最適化推進委員候補者名簿」に記載のとおり、候補者は14人となり、第2地区のみ定数を1人超過いたしております。

こちらの名簿には、「新居浜市農業委員会の委員候補者評価基準」をもとに、「性別及び年齢」、「農業経験」など合計5つの評価項目に照らし、それぞれ推進委員候補者ごとに点数化したものを掲載いたしております。これらを参考に、農地利用最適化推進委員候補者の選考をお願いいたします。

なお、名簿は、議案第3号の審議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

議案第3号について、事務局から説明がありましたが、農地利用最適化推進委員につきましては、地区ごとに定数が定められております。御意見、御質問はございませんか。

はい。寺尾委員さん。

【寺尾委員】

事務局から配布された資料中、点数等の記載がありますが、第2地区のAさんと近藤孝志さんとの間には、2倍以上の開きがあるように思います。私は、農業経験という点を重視して近藤孝志さんが適任ではないかと考えます。

【藤田会長】

農地利用最適化推進委員は、その地域の実情に精通している必要があり、遊休農地や農地の利用集積などに関する調査の実施や審議をしていただくこととなりますので、その地域が分かっている方が望ましいという点で、寺尾委員さんは、近藤孝志さんが適任ではないかという御意見でございます。

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし。」という声あり）

【藤田会長】

地区ごとの定数どおりに候補者を決定しなければなりませんので、委員の皆さんにお諮りいたします。

第2地区を除く地区からの被推薦者である12人の候補者に、第2地区から近藤孝志さんを選考して候補者に加えた13人を農地利用最適化推進委員として決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立全員）

【藤田会長】

起立全員につき、第1地区は神野善英さん、第2地区は近藤孝志さん、第3地区は加藤宏司さん、第4地区は永易博隆さんと村上壽一さん、第5地区は横井直次さん、第6地区は藤田哲正さん、第7地区は田坂健次さんと古川一豊さん、第8地区は千葉英明さん、第9地区は池田辰夫さんと高橋秀美さん、第10地区は秦恵理さん、以上の13人を農地利用最適化推進委員として決定し、委嘱することに決しました。

続きまして、農地利用最適化推進委員委嘱式を行います。

なお、準備がありますので、10時45分まで休憩といたします。委員の皆さんは、それまでに御着席ください。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続きまして、農地利用最適化推進委員の委嘱式を行います。
事務局から説明をお願いします。

【原事務局長】

会長から辞令を交付いたします。お名前をお呼びしますので、順次、前へお進みください。

会長、中央へお願いします。

なお、近藤孝志委員につきましては、本日急用ができましたので、御欠席されております。

(辞令交付)

【原事務局長】

それでは、藤田会長から御挨拶を申し上げます。

【藤田会長】

改めまして、農地利用最適化推進委員の皆様、よろしくお願いいたします。

農業委員会は、農業委員・推進委員・事務局が一体となって運営しております。

農地法第3条の許可案件については、下限面積要件が廃止されたことにより、これまで以上に地域での確認や調査が重要になっております。

地域の状況を最もよく知る立場として、農業委員と推進委員が連携しながら案件の確認を行い、その結果を総会で審議していくことになります。

また、遊休農地対策、農地集積、担い手の育成、地域計画への対応なども重要な役割です。分からないことは遠慮なく事務局や他の委員に相談していただき、皆で勉強しながら取り組んでいきたいと思っております。

今後3年間、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

これをもちまして、委嘱状交付式を終わります。

続きまして、委員等の紹介に移ります。初めての会でもありますので、自己紹介を行いたいと存じます。

皆様から自己紹介をお願いいたします。

(農業委員の自己紹介)

(農地利用最適化推進委員の自己紹介)

(事務局職員の自己紹介)

【藤田会長】

次に、役員及び事業班長、副班長の選出について、事務局から説明をお願いします。

【小島主事】

農業委員会役員及び事業班長並びに副班長の選出について説明いたします。総会資料 9 ページを御覧ください。

役員につきましては、A～Dの各ブロックで農業委員から各 1 名、農地利用最適化推進委員から各 1 名の合計 8 名の選出をお願いいたします。

1 枚ものの両面コピーで、農業委員と農地利用最適化推進委員の名簿として、「7 委員の紹介」を机上に配布していますので、各委員のブロック分けに関しましては、その名簿で御確認ください。

なお、会長及び会長代理は属するブロックの役員となっていただきますので、藤田会長は、Aブロックの農業委員の役員に、伊藤会長代理はDブロックの農業委員の役員となりますので、A、Dブロックは、推進委員から 1 名の役員を決めていただくことになります。

また、役員の業務といたしましては、総会後年に 2，3 回役員会を開催し、活動方針や農業委員会だよりの内容等について協議していただきます。

次に、事業班長、副班長の選出について説明いたします。この事業は、平成 14 年から遊休農地対策として、農業委員会委員が中心となって取り組んでいる景観形成作物事業で、市内 3 カ所、川東、船木、中萩に景観形成作物（ポピーやコスモス）を作付けし、遊休農地の防止の啓発を行っております。各委員さんには、住所地で地区を分けておりますので、事業班の地区名については、先ほどの「7 委員の紹介」を、各地区の場所については、総会資料の 10 ページから 12 ページまでを御確認ください。

委員さんに行っていただくこととして、春と秋に咲く花の作付けをしていますので、その種まき、草引きと、花が咲くと近くの保育園児を招いて花摘みをしていますので、その時に一緒に花摘みや危険のないよう見守りをさせていただいております。いずれも午前中に行っております。

3 地区それぞれで、班長及び副班長を各 1 名、選出をお願いいたします。班長及び副班長は、農業委員、農地利用最適化推進委員のどちらからでもかまいません。

業務といたしましては、毎年 2 回作付けをしておりますので、何を植えるかなど班内で中心となって決めていただいたり、草引きや園児招待の日程等も決めていただいております。また、種まき前や花が終わった後の耕起作業も中心になって行っていただいております。

近々の作業といたしましては、秋に向けコスモスやヒマワリの作付けがありますので、班長さんが決まりましたら、フレールモアの希望日と肥料の搬入希望日を私までお知らせください。以上で説明を終わります。

【藤田会長】

ただいま、事務局から役員及び事業班長、副班長について説明がありましたが、御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

【藤田会長】

質問がないようでございますので、これからブロックに分かれて、役員と班長、副班長の選出をお願いいたします。

お配りしている配置図のようにそれぞれのブロックの立て札を置きますので、椅子を持って移動をお願いします。

それでは、決まりますまで暫時休憩いたします。

(各ブロックで協議)

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。役員と事業班の正副班長が決まりましたので発表いたします。

まず、役員です。Aブロックは、農業委員が藤田幸正、推進委員が加藤宏司委員、Bブロックは、農業委員が塩見敏夫委員、推進委員が村上壽一委員、Cブロックは、農業委員が神野明仁委員、推進委員が千葉英明委員、Dブロックは、農業委員が伊藤繁次郎委員、推進委員が高橋秀実委員です。

次に、事業班の正副班長です。川東地区は、班長が安藤育雄委員、副班長が永易博隆委員、船木地区は、班長が田坂健次委員、副班長が神野伸二委員、中萩地区は、班長が渡邊勝俊委員、副班長が眞鍋篤俊委員です。

以上のとおり決定しましたので、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

次に、事務局から事業に関する説明に移ります。

まず、令和8年度新居浜市農業委員会活動計画及び農業施策に関する意見書についてです。総会資料の13ページから16ページまでに意見書を添付いたしております。

意見書につきましては、本年7月に提出済ですので、お目通しをお願いいたします。

次に、委員の報酬について、事務局から説明をお願いします。

【小島主事】

総会資料17ページをお開きください。委員の報酬について説明いたします。

委員の報酬は、月額４１，７００円で毎月１５日、その日が休日の場合には、金融機関の前営業日に指定口座に振り込みをいたします。

なお、第２５期の委員さんにつきましては、明細書を封筒に入れお配りしておりますが、７月分については７月１９日までの支給額となっております。

また、７月２０日以降の報酬につきましては、８月分とまとめて、８月１４日にお支払いする予定となっております。

【藤田会長】

ただいまの事務局の説明について御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

【藤田会長】

ないようですので、親睦会事業について、事務局から説明をお願いします。

【小島主事】

次に、親睦会について説明いたします。

新居浜市農業委員会親睦会の運営として、新居浜市農業委員会親睦会規約の設置について、これまで委員さんの任期に合わせまして、３年ごとに更新しているものでございます。

総会資料１８ページの第２６期新居浜市農業委員会親睦会規約案を御覧ください。

第５条の経費について説明いたします。会費は月額２，０００円としております。会費の用途としましては、記念写真代、景観形成作物取組事業及び農地パトロールでのお茶代、懇親会費等であります。

第６条の会計について説明いたします。会計は、委員就任の日から始まり任期満了の日までとし、任期最終の総会等において決算報告をいたします。

この規約につきましては、本日から施行し、会費は来月分から在任期間中において徴収する予定です。

【藤田会長】

ただいま事務局から新居浜市農業委員会親睦会に関する説明があり、皆様のお手元に親睦会の案が示されておりますが、この農業委員会親睦会の設置について、お諮りいたします。案のとおり、設置することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【藤田会長】

御異議なしと認めます。よって、新居浜市農業委員会親睦会を設置することに決定しました。

次に、全国農業新聞について、事務局から説明をお願いします。

【小島主事】

次に、全国農業新聞について、説明いたします。

従来から、委員の皆様方には、農業者及び関係者に農業・農政の情勢・実態等を的確に伝える情報宣伝方法の一つといたしまして、農業新聞を御購読申込いただいております。

また、全国農業委員会会長大会におきましても、情報活動の柱となる「全国農業新聞」の普及促進につきまして、委員さん1人あたり新規に3部以上の購読申込の確保という、農業委員会と地域の農業者・地域住民との信頼の絆を強める「情報提供活動」の取組を申し合わせ決議しておりますことから、今回におきましても、委員さん1人3部の農業新聞の購読申込について承認をいただき、新しい購読者の開拓に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、御承認いただけましたら、新聞代につきましては、月々2,700円を、9月分から委員報酬より引き去りをさせていただくこととなりますので、あわせてお願い申し上げます。

【藤田会長】

ただいま事務局から全国農業新聞購読のお願いでございますが、この件につきまして、委員1人あたり3部をお願いするということで、御異議ございませんか。

【藤田（賢）委員】

確認ですが、すでに新聞を購読している場合でも対象となるのでしょうか。また、この全国農業新聞は、日本農業新聞とは別のもののでしょうか。

【藤田会長】

全国農業新聞は全国農業会議所が発行する週刊紙であり、日本農業新聞とは別の新聞です。配布先については委員の皆様指定していただきます。

【藤田（賢）委員】

つまり、3部ともそれぞれ別の送付先を指定するという理解でよろしいでしょうか。

【原事務局長】

そのとおりです。提出いただいた配布先にそれぞれ送付されます。

【藤田会長】

全国農業新聞の普及促進は、以前から継続して取り組んでおります。
農業委員会活動を周知するうえでも重要ですので、ぜひ御協力をお願いいたします。
それでは、委員1人あたり3部の購読について御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【藤田会長】

御異議なしと認めます。
よって、全国農業新聞を購読することに決定しました。
ただいまから、全国農業新聞配布先の書類をお配りします。
事務局から説明をお願いします。

【小島主事】

お手元に配布しています「全国農業新聞配布先」の用紙に配布先の氏名、住所を御記入の上、8月5日(水)までに御提出をお願いいたします。また、引き続き委員をされる方で御自宅以外に配布を希望されている委員さんには、参考に前回の写しを添付しております。

なお、購読料につきましては、月額2,700円を委員報酬から控除させていただく予定です。御協力をお願いいたします。

【藤田会長】

次に、調査区域名簿について、事務局から説明をお願いします。

【小島主事】

総会資料20ページをお開きください。委員の皆様にはそれぞれに、担当となる調査区域を割り振りさせていただいております。

高津調査区の空欄には、近藤孝志委員が入ります。

今後、事務局から農地パトロール及び農地法第3条申請受付等におきまして、調査依頼をいたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、農地パトロールについてですが、農地法第30条第1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を実施し、遊休農地が解消されているか、新たに遊休農地が発生していないかの農地パトロールを行うことが定められておりますので、今年度も農地パトロールを実施します。

調査方法につきましては例年と同様に、担当地区の調査票と地図をお配りしますので、担当地区を事務局職員と一緒に回っていただきます。

それでは、お手元にお配りしました令和8年度農地パトロール班分け表を御覧ください。表の上部に赤字で書いておりますとおり、パトロールは、8月17日（月）から10月9日（金）までの間に実施予定としております。班分けについては、昨年度の実績を基に作成しておりますので、変更する場合等はお知らせください。

班分けされた方同士で、現地調査をする日程、集合場所を相談して決めていただき、なるべく8月5日の総会時にこの班分け表を御提出ください。なお、パトロールは午前中に行っていますので、午前中での希望日での記入をお願いします。

なお、公用車や人員の関係で、複数の班が同じ日程を希望された場合は、調整させていただきますので御協力をお願いします。

調査票及び地図につきましては、8月5日総会時にお配りし、説明させていただきます。委員の皆様には、お忙しい時期ではありますが、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

【藤田会長】

ただいまの事務局の説明について、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

【藤田会長】

新任の委員・推進委員の皆様には初めての業務も多いと思います。

分からないことがありましたら、事務局や経験のある委員に遠慮なく御相談ください。農地パトロールや農地法第3条案件の調査などは、今後の委員活動の基本となる業務ですので、よろしくお願いいたします。

ここで、事務局からお知らせとお願いがございます。

【小島主事】

まず、お手元に配布しております、第26期の農業委員と推進委員の身分証についてですが、任期の間、農業委員会の委員としての活動時に携帯していただけたらと思います。

次に、研修の御案内です。8月19日（水）13時30分から、西条市のJAえひめ未来西条総合相談センターにて、農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会が開催されます。

出席報告書に氏名と交通手段を記入の上、8月5日の総会時に事務局まで提出をお願いいたします。

【原事務局長】

本日、このあと記念写真の撮影を行います。農業委員さんと推進委員さん全員による集合写真の撮影を行いますので、お荷物を持って5階大会議室へ、お集まりください。

また、記念写真撮影終了後、同じ部屋で農業委員会だより掲載用の個人写真の撮影を行いますので、よろしくお願いします。

次に、総会資料の22ページ、第26期行事予定表を御覧ください。今年の総会等の日程表です。原則毎月1回、5日、5日が土日の場合は翌日に総会を開きますが、12月つきましては、年末となりますことから、12月ではなく、11月に2回開催することとなります。

今回は、8月5日水曜日13時30分に市役所5階大会議室で、農業委員さんと推進委員さん全員で第1回総会を開催しますので、御出席をお願いいたします。開催の御案内は、1週間前ぐらいに資料を添えてお送りいたします。以上でございます。

【藤田会長】

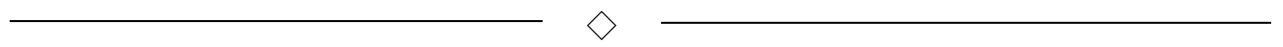
それでは、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、第26期新居浜市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

11時40分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員